

## ○ふじみ野市入札参加意思確認型契約方式要綱

平成27年1月9日

告示第9号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する工事請負、物品購入、印刷業務、修繕業務及び業務委託（以下「工事等」という。）のうち、履行できる者が1者しかない可能性の高い工事等において、当該履行できる者（以下「特定者」という。）以外に履行できる者があるかどうかを確認するため、入札参加意思確認型契約方式（以下「契約方式」という。）の手続について必要な事項を定めるものとする。

### (特定者の選定)

第2条 市長は、この契約方式を実施するに際し、その工事等の規模、内容、特殊性等を総合的に勘案し、特定者をあらかじめ選定するものとする。

### (特定者の要件)

第3条 契約方式における特定者の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ふじみ野市建設工事等入札参加資格に関する規則（平成17年ふじみ野市規則第61号）第3条第1項に規定するふじみ野市建設工事等競争入札参加資格者名簿の対象工事等に対応する業種において登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 工事等の公告の日から契約の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア ふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年ふじみ野市告示第250号。）による入札参加停止の措置を受けていない者であること。
  - イ ふじみ野市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成18年ふじみ野市告示第284号）による入札参加除外の措置を受けていない者であること。
  - ウ ふじみ野市競争入札参加資格者実態調査実施要綱（令和元年ふじみ野市告示第194号）による入札参加制限の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、手続開始の決定を受けている場合を除く。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（令元告示194・一部改正）

### (契約予定価格)

第4条 特定者との契約予定価格は、市長が別に定める方法により特定者から見積りを徴取する。

(参加意思の確認)

第5条 市長は、特定者を除く当該工事等の入札への参加者の有無を確認するため、一般競争入札事前審査型の手続を実施する。

(参加要件)

第6条 前条における一般競争入札の手続において特定者を除く当該工事等の入札への参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）の参加要件は、第3条に規定する要件を満たす者のうち、直近の2か年度において市が発注した工事等の成績評点の各年度の平均が極めて低いものでなく、かつ、当該工事等を履行する能力を有するものとする。

(告示内容)

第7条 市長は、第5条における一般競争入札の手続を実施しようとする場合においては、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 事業名、事業概要及び履行期間
- (2) 特定者の所在地及び商号又は名称
- (3) 特定者との契約予定価格
- (4) 参加希望者の有無を確認するための入札である旨
- (5) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (6) 当該工事等を履行するのに必要な要件を満たしていることを確認するための書類（以下「申請書」という。）の提出期限、提出場所及び提出方法
- (7) 前条に規定する参加要件を満たすと認められる者がいない場合においては、特定者との随意契約手続に移行する旨
- (8) 前条に規定する参加要件を満たすと認められる者がいる場合においては、特定者及び当該参加希望者による競争となる旨
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（令2告示46・一部改正）

(特定者に対する通知)

第8条 一般競争入札の実施に際しては、市長は、特定者に対し、あらかじめ次に掲げる事項を書面にて通知するものとする。

- (1) 事業名
- (2) 告示日
- (3) 特定者として選定していること
- (4) 契約予定価格
- (5) 特定者の所在地及び商号又は名称

(申請書の提出)

第9条 参加希望者は、参加意思確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に参加資格等を確認できる資料を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の期限は、告示日の翌日から起算して15日を経過する日（ふじみ野市の休日を定める条例（平成17年ふじみ野市条例第3号）第

1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）以後で工事等ごとに市長が定める日とする。ただし、緊急のためやむを得ないと認められるときは、この限りでない。

（令2告示46・一部改正）

（設計図書等に対する質問）

第10条 参加希望者は、設計図書等に対して質問がある場合は、市長に対し質問することができる。

2 質問の受付期間は、申請書の提出期限日の3日前（休日を除く。）までとする。

3 質問に対する回答期限は、申請書の提出期限日の前日（休日を除く。）までとする。

4 前3項の規定による質問の提出方法、受付期限、回答方法及び回答期限（以下この項において「提出方法等」という。）については、市長が別に定める。この場合において、市長は、提出方法等を定めたときは、当該入札に係る公告において明示するものとする。

（令2告示46・一部改正）

（申請書の審査）

第11条 市長は、参加希望者から申請書が提出された場合は、申請書の提出期限日から起算して10日以内（休日を除く。）に、審査を行うものとする。

2 市長は、必要に応じ参加希望者に対して、参加要件について審査するために意見聴取を実施することができるものとする。

（審査結果の通知）

第12条 市長は、前条に規定する審査の結果を参加希望者に対して、入札参加資格審査結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（令2告示46・一部改正）

（契約者決定方法）

第13条 市長は、当該工事等において参加要件を満たす者がいると認められる場合においては、特定者及び参加要件を満たす者のうちから一般競争入札により契約の相手先を決定するものとする。

2 市長は、申請書の提出者がいない場合又は参加希望者の全員が次の各号のいずれかに該当することにより特定者以外の参加者がいない場合においては、当該一般競争入札の手続を取りやめ、随意契約手続に移行するものとする。

（1）参加要件を満たすと認められない場合

（2）提出された申請書の内容に虚偽ある場合

（3）審査結果の通知から契約を締結する前までの間に、第3条第3号の規定に該当することとなった場合

（4）当該申請を取り下げた場合

（5）前条に規定する通知の後に入札を辞退した場合

(結果の公表)

第14条 市長は、入札等の結果を公表するものとする。

(電子入札システムによる手続)

第15条 第7条、第9条、第10条及び第12条から前条までの手続については、埼玉県電子入札共同システムにより行うことができる。

(令2告示46・追加)

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(令2告示46・旧第15条繰下)

附 則

この告示は、平成27年1月9日から施行する。

附 則(令和元年告示第194号)抄

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年告示第46号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後のふじみ野市入札参加意思確認型契約方式要綱の規定は、この告示の施行の日以後に公告した一般競争入札から適用し、この告示の施行の日前にこの告示による改正前のふじみ野市入札参加意思確認型契約方式要綱の規定により公告した一般競争入札については、なお従前の例による。

様式第1号（第9条関係）

参加意思確認申請書

年　月　日

ふじみ野市長

様

住所

商号又は名称

代表者名

㊞

年　月　日付けで告示のあった下記の工事等について参加意思がありますので、参加意思確認申請書を提出します。

なお、本確認申請書に記載されている内容及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工事等の名称

2 添付書類

- (1) 本工事等の入札に必要な資格及び実績を証する書類
- (2) その他必要な書類

※告示において提出を求めた書類を添付する

所 属	
役 職 名	
氏 名	
電 話 番 号	
F A X番号	
電子メール	

様式第2号（第12条関係）

入札参加資格審査結果通知書

第 年 月 号  
日

様

ふじみ野市長

印

先に提出のあった下記工事等に係る参加意思確認申請書について、貴社の入札参加資格の審査結果を通知します。

記

公 告 日	年 月 日	
工事等の名称		
工事（履行）場所		
入札参加資格の審査結果	<p>資格あり</p> <p>資格なし (理由： )</p>	